

接続約款変更届出書



令和 7 年 10 月 24 日

総務大臣 殿

郵便番号 163-8003

住所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちょうめ ばん ごう
東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏名 けいでいーでいーあいかにぶしかいしゃ
K D D I 株式会社

代表取締役社長 CEO まつだ ひろみち
松田 浩路

登録年月日 平成 16 年 4 月 1 日

及び登録番号 第 3 号

連絡先



電気通信事業法第 34 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和 7 年 11 月 1 日
------	-----------------

接続約款変更届出書



令和7年10月24日

総務大臣 殿

郵便番号 900-8540

住所 おきなわけん な は し まつやまいつちようめ ばん ごう
沖縄県那覇市松山一丁目2番1号

氏名 おきなわ でん わかぶしきかいしゃ
沖縄セルラー電話株式会社

代表取締役社長 みやくら やすあき
宮倉 康彰

登録年月日 平成16年4月1日

及び登録番号 第71号

連絡先



電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和7年11月1日
------	-----------

電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新	旧
第 10 章 料金等 第 2 節 接続料金の支払義務 (従量制の網使用料の支払義務) 第 65 条 当社の第 2 種指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料（網使用料のうち月額で 定める料金（以下「定額制の網使用料」といいます。）以外のものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要する電気通信事業者は、第 57 条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表 2 第 4 表（網使用料支払事業者）に規定するところによります。 2 前項の規定により支払いを要することとなる協定事業者は、第 69 条（従量制の網使用料の計算方法）の規定に基づいて算定した従量制の網使用料を支払うことを要します。 3 (略) <u>4 特別な事情があり協定事業者と合意があった場合には、第 2 項の規定に関わらず、当社は協定事業者に対して、従量制の網使用料の精算の対象となる通信回数及び通信時間上限を設定することがあります。設定する上限は、協定事業者との間で、過去の実績等に基づき個別に協議して書面にて合意するものとします。上限を設定した場合、上限を超過した通信は、従量制の網使用料の精算は行いません。但し、協定事業者との協議により、上限を超過した通信に関して、従量制の網使用料の精算の対象に含めることがあります。</u> (略) 第 4 節 料金の計算及び支払い (略) <u>(従量制の網使用料の返金)</u> <u>第 71 条の 3 当社は、協定事業者より、協定事業者から当社への着信の回数や秒数が急激に増加しこれが継続的に発生している旨の通知を書面で受け取った場合は、次に掲げる対応をします。</u> <u>(1) 協定事業者との間で、当社への着信の回数や秒数が急激に増加した原因について誠意をもって調査し特定に努め、当該通信に係る従量制の網使用料の精算の扱いについて協議すること。</u> <u>(2) 前号の協議の結果、当社がトラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させる行為が認められたときは、過去に当社が受け取った従量制の網使用料を、協定事業者に対して返金すること。</u> <u>(3) 協定事業者から当社への着信の回数や秒数が急激に増加しこれが継続的に発生している事実が認められたときは、現に発生している従量制の網使用料の支払いを協定事業者が留保することを認めること。</u> <u>2 前項第 2 号の規定により協定事業者に対し返金する場合において、当社が、トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させる行為に基づかない通信に</u>	第 10 章 料金等 第 2 節 接続料金の支払義務 (従量制の網使用料の支払義務) 第 65 条 当社の第 2 種指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料（網使用料のうち月額で 定める料金（以下「定額制の網使用料」といいます。）以外のものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要する電気通信事業者は、第 57 条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表 2 第 4 表（網使用料支払事業者）に規定するところによります。 2 前項の規定により支払いを要することとなる協定事業者は、第 69 条（従量制の網使用料の計算方法）の規定に基づいて算定した従量制の網使用料を支払うことを要します。 3 (略) [新設] (略) 第 4 節 料金の計算及び支払い (略) [新設]

新	旧
<u>係る網使用料が含まれている理由を示し、それが合理的であると接続事業者との間で書面にて合意した場合は、当該トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させる行為に基づかない通信に係る網使用料の返金をしないこととします。</u> <u>3 第1項第3号の規定により支払いの留保をした場合において、その支払いの留保の理由となった事実が解消されたときは、協定事業者は、その支払いの留保をしていた間において負担すべき金額を速やかに当社に支払うことを要します。この場合において、協定事業者は、支払いの留保をしていた当社に対し負担すべき金額には利息を付さないものとします。</u> (略) 第15章 雑則 (略) (双務的条件) 第99条 協定事業者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者と協定を締結するときは、この約款の第10条（当社の接続対象地域）、第19条（接続用設備の設置又は改修の申込み）から第30条（接続用ソフトウェアの開発の中止）まで、第32条（瑕疵）、第44条（協定上の地位の移転又は承継）、第45条（権利及び義務の譲渡）、第48条（当社若しくは当社及び特定BWA事業者が行う協定の解除）、第54条（協定事業者の切分責任）、第56条（第三者への債権譲渡等）、第60条（接続の一時中断）、第61条（接続の停止）、第62条（接続の中止）、第63条（工事又は手続き等の停止及び中止）、第71条の2（支払いの留保）、<u>第71条の3（従量制の網使用料の返金）</u>、第73条（期限の利益喪失）、第74条（相殺）、第78条（割増金）、第79条（延滞利息）、第86条（トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い）、第87条（免責）及び第98条（承諾の限界）において規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することができます。この場合において、協定事業者が届出電気通信事業者である場合は、第10条（当社の接続対象地域）に「事業法第9条又は第13条の規定により登録を受け又は変更された業務区域」とあるのは「事業法第16条の規定により届け出た業務区域」に読み替えるものとします。 2 協定事業者は、その電気通信設備の設置又は改修に要する概算額及びその内訳等の通知について、第14条（事前調査の回答）第3項に準じて取り扱うこととします。 <u>3 協定事業者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者と協定を締結するときは、この約款の第65条第4項において規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することとなります。</u> (略) <u>附則（令和7年10月24日K相接S 0065号及びOCT 技第25-100号）</u> <u>（実施時期）</u> <u>1 この改正規定は、令和7年11月1日から実施します。</u>	(略) 第15章 雑則 (略) (双務的条件) 第99条 協定事業者は、当社若しくは当社及び特定BWA事業者と協定を締結するときは、この約款の第10条（当社の接続対象地域）、第19条（接続用設備の設置又は改修の申込み）から第30条（接続用ソフトウェアの開発の中止）まで、第32条（瑕疵）、第44条（協定上の地位の移転又は承継）、第45条（権利及び義務の譲渡）、第48条（当社若しくは当社及び特定BWA事業者が行う協定の解除）、第54条（協定事業者の切分責任）、第56条（第三者への債権譲渡等）、第60条（接続の一時中断）、第61条（接続の停止）、第62条（接続の中止）、第63条（工事又は手続き等の停止及び中止）、第71条の2（支払いの留保）、第73条（期限の利益喪失）、第74条（相殺）、第78条（割増金）、第79条（延滞利息）、第86条（トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い）、第87条（免責）及び第98条（承諾の限界）において規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することができます。この場合において、協定事業者が届出電気通信事業者である場合は、第10条（当社の接続対象地域）に「事業法第9条又は第13条の規定により登録を受け又は変更された業務区域」とあるのは「事業法第16条の規定により届け出た業務区域」に読み替えるものとします。 2 協定事業者は、その電気通信設備の設置又は改修に要する概算額及びその内訳等の通知について、第14条（事前調査の回答）第3項に準じて取り扱うこととします。 <u>〔新設〕</u> (略)